

犯罪被害給付制度の概要

1 犯罪被害者等給付金の種類

- 犯罪被害給付制度は、国が一般財源により一定額を支給するという制度の趣旨を踏まえ、社会保障・福祉制度全体の自助・共助・公助のシステムと調和・均衡のとれた形で存立するよう配意して設定。

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

- ◎ 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に支給する給付金

- ◎ 支給額
犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額
 - 一定の生計維持関係遺族がいる場合 **2,964.5万円～ 872.1万円**
(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて上記額に加算)
 - 上記以外の場合 **1,210万円～ 320万円**
- ※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算
- ※ 第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額

重傷病給付金

- ◎ 犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度）を負った者に支給する給付金

- ◎ 支給額
負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
上限：120万円

障害給付金

- ◎ 犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った者に支給する給付金

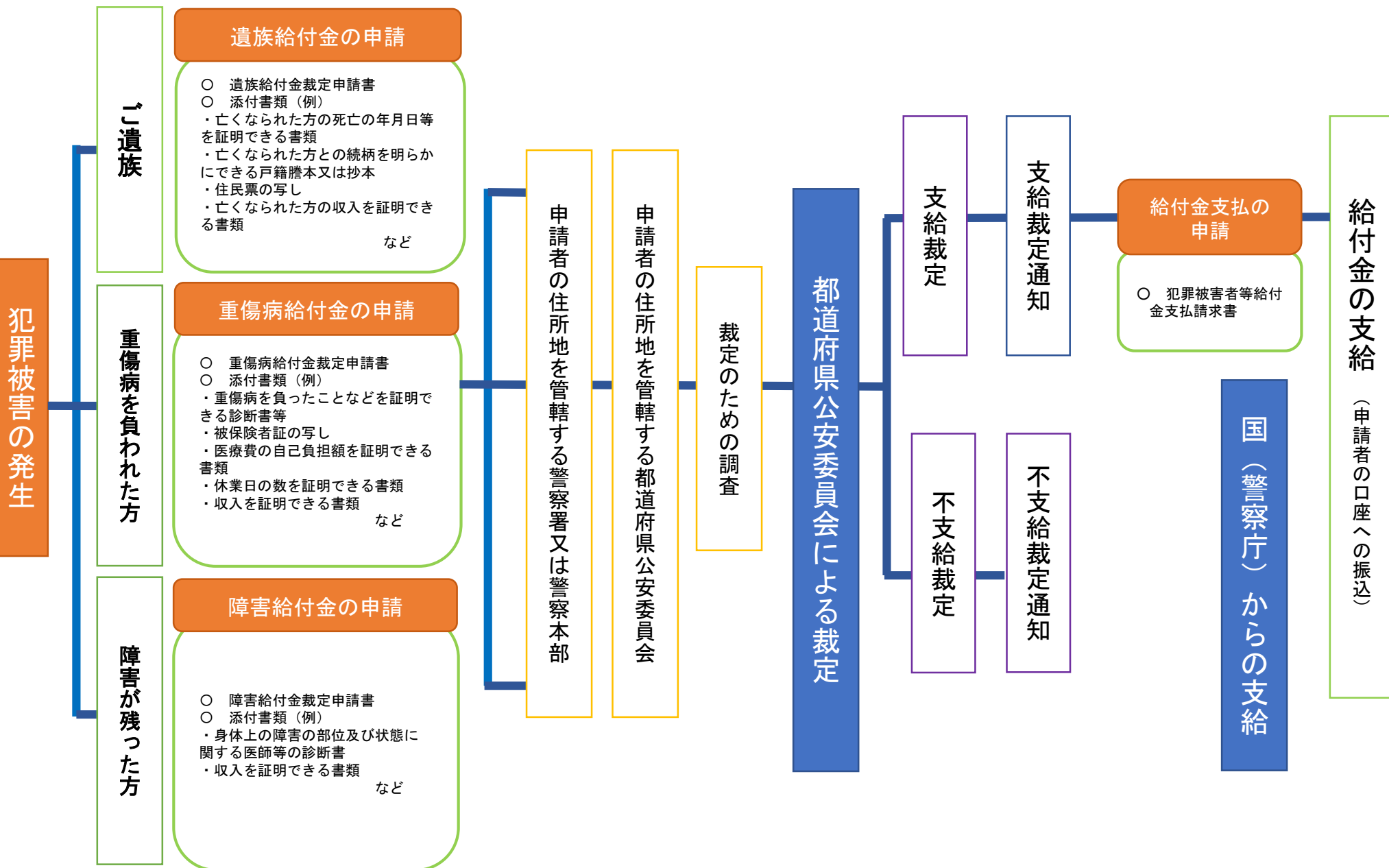
- ◎ 支給額
犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額
 - 重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合 **3,974.4万円～ 1,056万円**
 - 上記以外の場合 **1,269.6万円～ 18万円**

$$\text{遺族給付金} = \frac{\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}}{\text{第一順位遺族の数}}$$

$$\text{重傷病給付金} = \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}$$

$$\text{障害給付金} = \text{障害給付基礎額} \times \text{倍数}$$

2 犯罪被害者等給付金の申請から支給の流れ



3 遺族給付金の概要

$$\text{遺族給付金} = \frac{\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}}{\text{第一順位遺族の数}}$$

① 遺族給付基礎額について

$$\text{遺族給付基礎額} = \text{収入日額} \times 0.7 \quad (\text{公害健康被害補償法を参考})$$

勤労に基づいて得た収入の日額に係数を乗じた額が、年齢階層別に定める最高額を超え、又は最低額に満たない場合には、それぞれ、最高額又は最低額を給付基礎額とすることとしており、この最高額及び最低額は、賃金センサス等を勘案して定められている。

【最低額】 子ども、高齢者、家庭の主婦その他収入の少ない犯罪被害者についても必要最小限の給付を確保するため設定

※ 生計維持関係遺族のいる犯罪被害者、特に若年者に配慮

【最高額】 犯罪被害者が高額収入を得ていた場合であっても、その損害を緩和するために必要な一定の額を考え、限度額を設定

② 倍数について

$$\text{倍数} = \text{生計維持関係遺族の人数に応じた数}$$

0人：1,000倍～4人：2,450倍

【生計維持関係遺族あり】

労災の生計維持関係遺族の人数に応じた給付率（245～153日分）

$$\times 10\text{年} \quad (\text{公害健康被害補償法を参考})$$

（生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて倍数を加算）

【生計維持関係遺族なし】

労働基準法、労働者災害補償保険法等を参考

※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算

生計維持関係遺族

最低額は、各年齢層の生計維持関係遺族のない遺族給付金に係る給付基礎額の最高額と最低額の平均額とする

若年者（30歳未満）

最低額は、全年齢層の給付基礎額の最高額と最低額の平均額とする

生計維持関係遺族数	倍数
4人以上	2,450倍
3人	2,230倍
2人	2,010倍
1人	1,530倍（※1,750倍）

労災の生計維持関係遺族の人数に応じた遺族補償年金の給付率（労災法別表1）		
扶養親族数	年額	※55歳以上の妻又は障害等級第5級以上の身体障害の状態にある妻
4人以上	245日分	※55歳以上の妻又は障害等級第5級以上の身体障害の状態にある妻
3人	223日分	
2人	201日分	
1人	153日分	
		(※175日分)

×10年

生計維持関係遺族がある場合

モデルケース1

- 犯罪被害者：男性 40歳（会社員）
- 生計維持関係遺族：妻（36歳）、子2人（6歳、3歳）
- 年収：600万円

給付基礎額の算定

- 収入日額 × 0.7 = 遺族給付基礎額
1万3,736.24円 × 0.7 = **9,615.368円/日**
- 政令に規定される最高額、最低額との比較
最低額 < 9,615.368円 < 最高額
(7,800円) (1万800円)

倍数

- 基礎倍数
生計維持関係遺族3人 = 2,230
- 幼い遺児に係る倍数加算
201 + 201 + 153 + 153 = 861
- 倍数合計 = **3,091**

遺族給付金支給額

- 遺族給付基礎額 × 倍数
9,615.368円 × 3,091倍 = **2,972万1,102円**

※平成30年改正により、生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて倍数を加算することとされた。

生計維持関係遺族がない場合

モデルケース2

- 犯罪被害者：女性 36歳（主婦）
- 生計維持関係遺族：なし（家族構成：夫（40歳）、子2人（6歳、3歳））
- 年収：収入なし

給付基礎額の算定

- 収入日額 × 0.7 = 遺族給付基礎額
0円 × 0.7 = 0円
- 政令に規定される最高額、最低額との比較
0円 < 最低額 < 最高額
(**5,300円**) (9,900円)

倍数

- 生計維持関係遺族無し = **1,000**

遺族給付金支給額

- 遺族給付基礎額 × 倍数
5,300円 × 1,000倍 = **530万円**

モデルケース3

- 犯罪被害者：男性 6歳（小学生）
- 生計維持関係遺族：なし（家族構成：父（40歳）、母（36歳）、妹（3歳））
- 年収：収入なし

給付基礎額の算定

- 収入日額 × 0.7 = 遺族給付基礎額
0円 × 0.7 = 0円
- 政令に規定される最高額、最低額との比較
0円 < 最低額 < 最高額
(**3,200円**) (4,600円)

倍数

- 生計維持関係遺族無し = **1,000**

遺族給付金支給額

- 遺族給付基礎額 × 倍数
3,200円 × 1,000倍 = **320万円**

4 重傷病給付金の概要

$$\text{重傷病給付金} = \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額}$$

① 重傷病について

重傷病 = 負傷・疾病が治り、又は症状が固定する前のものであって、加療1か月以上、かつ、入院3日を要するもの。

※ 精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状（入院要件なし）

② 犯罪被害者負担額について

犯罪被害者負担額 = 犯罪行為による負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額

高額療養費、付加給付が支給されるべき場合には、当該額を差し引いて試算することとなる。

③ 休業加算額について

療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった場合に加算される額

休業加算額 = 休業加算基礎額（収入日額 × 0.48（労働者災害補償保険法の給付水準等を踏まえたもの）） × 休業日の数
－ 部分休業日における収入

休業加算基礎額については、遺族給付基礎額と同様、年齢階層別に定める最高額を超え、又は最低額に満たない場合には、それぞれ、最高額又は最低額を給付基礎額とすることとしており、この最高額及び最低額は、賃金センサス等を勘案して定められている。

④ 上限額について

上限額 = 120万円

自動車損害賠償保障制度における傷害事故に係る支払限度額120万円との均衡を考慮したもの。

5 障害給付金の概要

$$\text{障害給付金} = \text{障害給付基礎額} \times \text{倍数}$$

① 障害について

障害 = 負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害

障害の認定基準は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害の認定基準と同程度とされている。

障害等級は、労働基準法、労働者災害補償保険法その他の災害補償関係法令に定められているものとほぼ同様。

【複数の障害が生じた場合】 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合は、重い障害に応ずる障害等級によるほか、

- 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合 ⇒ 最も重い障害等級 + 1級（例：13級と10級の場合→9級）
- 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合 ⇒ 最も重い障害等級 + 2級（例：8級と4級の場合→2級）
- 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合 ⇒ 最も重い障害等級 + 3級（例：5級と4級の場合→1級）

② 障害給付基礎額について

障害給付基礎額 = 収入日額 × 0.8（公害健康被害補償法を参考）

障害給付基礎額については、遺族給付基礎額・休業加算基礎額と同様、年齢階層別に定める最高額を超え、又は最低額に満たない場合には、それぞれ、最高額又は最低額を給付基礎額とすることとしており、この最高額及び最低額は、賃金センサス等を勘案して定められている。

③ 倍数について

倍数 = 労働基準法の障害補償の倍数を参考に、障害等級ごとに設定

1級：2,160倍（要常時介護：2,880倍）～14級：50倍

労働基準法の障害等級1級の給付率が遺族補償の1.34倍となっていることなどを踏まえ、遺族給付金の倍数が引き上げられた際に、他の公的給付制度（自動車損害賠償補償制度）との均衡を考慮しつつ、重度の後遺障害（1級～3級）については、倍数をさらに引き上げている。

6 不支給・減額事由

犯罪被害者又は第一順位遺族に以下に掲げる事由があったときは、給付金の全部又は一部が支給されない。

不支給事由

- ・ 加害者との間に夫婦又は直系血族の関係があった(破綻等(※1)を除く)(※2・3・4)
- ・ 犯罪行為を教唆し、又は幫助した
- ・ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等により犯罪行為を誘発した
- ・ 犯罪行為に関連する著しく不正な行為があった
- ・ 犯罪行為を容認していた
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた
- ・ 犯罪行為に対する報復として、加害者等の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた

2/3減額事由

- ・ 加害者との間に三親等内の親族関係があった(破綻等(※1)を除く)(※2・3・4)
- ・ 暴行、脅迫、侮辱等により犯罪行為を誘発した

1/3減額事由

- ・ 犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為があった
- ・ 加害者との間に密接な関係があった

・ 上記の事由に当たらない場合であっても、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して犯罪被害者等給付金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合は、上記に準じて給付金の全部又は一部が支給されない。

・ 上記の事由に該当する場合であっても、給付金の全部又は一部を支給しないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときは、一定の給付金が支給される。

- ※1 「破綻等」とは、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合をいう。
- ※2 重傷病給付金又は障害給付金の場合は、犯罪被害者が18歳未満の場合は全額支給。遺族給付金の場合は、犯罪被害者・第一順位遺族(複数名いる場合はいずれかの者。以下同じ。)双方が18歳未満の場合は全額支給、第一順位遺族のみが18歳未満で、犯罪被害者が18歳未満の第一順位遺族を監護していた場合は1/3減額
- ※3 犯罪被害者と加害者との親族関係については、加害者が人違いによって又は不特定多数を害する目的で犯罪被害者に対して犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。また、加害者が心身喪失の状態で行った場合も、親族関係による不支給・減額は行われぬ。
- ※4 給付金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、不支給(ただし、心身喪失の状態で行った場合は除く。)

7 他の公的給付との調整、損害賠償との調整

死亡又は障害を原因とする他の法令による給付

- **調整対象**

【遺族給付金（犯罪被害者負担額、休業加算額に係る部分を**除く**）】 【障害給付金】

- **内容**

犯罪被害に起因した死亡及び障害を原因として他の法令による給付が行われるべき場合は、当該給付に相当する額と調整することとなる。

調整対象となる他の法令（労働者災害補償保険法等）による給付は、限定列挙されている（限定列挙されていない給付とは調整されない）。

療養又は休業補償による給付

- **調整対象**

【遺族給付金（犯罪被害者負担額、休業加算額に係る部分に**限る**）】 【重傷病給付金】

- **内容**

犯罪行為に起因した負傷又は疾病について、健康保険法等以外の法令（条例を含む）による療養給付が行われる場合又はその療養のために休業補償が行われる場合に、それらに相当する額と調整することとなる。

調整の対象期間は、犯罪行為に起因した負傷の日又は疾病が発症した日から起算して3年を経過するまでに行われるべき療養等である。

損害賠償との調整

犯罪被害を原因として、犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、当該賠償額と犯罪被害者等給付金が調整される（給付金から、受領した賠償額が差し引かれる）。

8 仮給付制度

仮給付制度とは

速やかに裁定をすることができない事情がある場合に、**犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済のために仮給付金を支給するもの。**

裁定が行われた場合に、犯罪被害者等給付金の額と調整することが予定された前渡し金としての性格を有している。

運用の改善

本年6月6日付け犯罪被害者等施策推進会議決定を受け、以下の点などを各都道府県警察に指示

- 犯罪被害者等給付金の支給に係る申請がなされた事案について、速やかに裁定できる場合を除き、**全ての事案について仮給付を検討すること**
なお、**仮給付の支給決定を複数回行うことが可能**であることから、犯罪被害者等からの申告や調査の結果を踏まえ、**継続的に仮給付の検討を行うこと**
- 犯罪被害者等給付金の支給に係る申請が想定される事案については、事前に調査のための準備を進めるとともに、**申請がなされた場合は早期に調査を行うこと**
また、捜査部門への照会を行うに当たっては、犯罪被害の概要や不支給事由の有無等、**仮給付のために必要な内容に限った照会を先んじて行うなど、照会の内容・方法を工夫すること**

9 犯罪被害給付制度の主な改正経緯

昭和56年1月 犯罪被害者等給付金支給法
 ・ 遺族給付金 806～220万円
 ・ 障害給付金 951.4～262.5万円

平成13年7月 法令改正
 ○ 重傷病給付金の創設
 ○ 障害給付金の障害等級の拡大
 ○ 給付基礎額の引上げ 等
 ・ 遺族給付金 1,573～320万円
 ・ 障害給付金 1,849.2～18万円

平成16年12月 犯罪被害者等基本法成立

平成17年12月 犯罪被害者等基本計画（閣議決定）

平成18年4月 政令・規則改正
 ○ 重傷病給付金の支給範囲の拡大（3か月→1年）
 ○ 親族間犯罪（DV）の支給制限の緩和

平成20年7月 法令改正
 ○ 重傷病給付金等の額の加算
 ○ 障害給付金の引上げ（重度後遺障害者）
 　・ 障害給付金 3,974.4～18万円
 ○ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ
 　・ 遺族給付金 2,964.5～320万円
 ○ やむを得ない理由があった場合の申請期限の延長

平成23年3月 第2次犯罪被害者等基本計画（閣議決定）

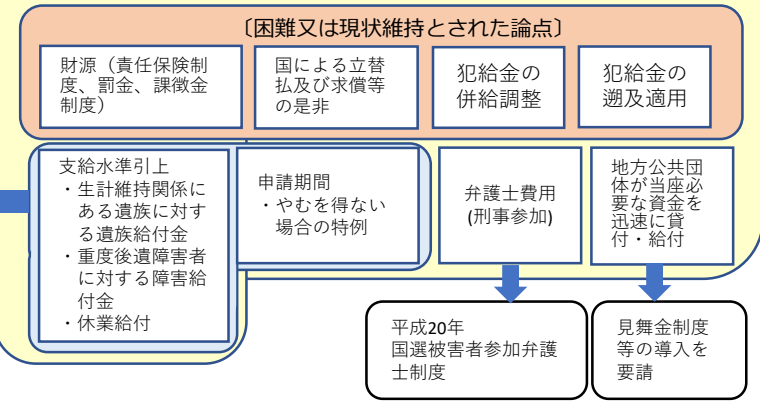
平成26年11月 規則改正
 ○ 親族間犯罪（児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待）の支給制限の緩和

平成28年4月 第3次犯罪被害者等基本計画（閣議決定）

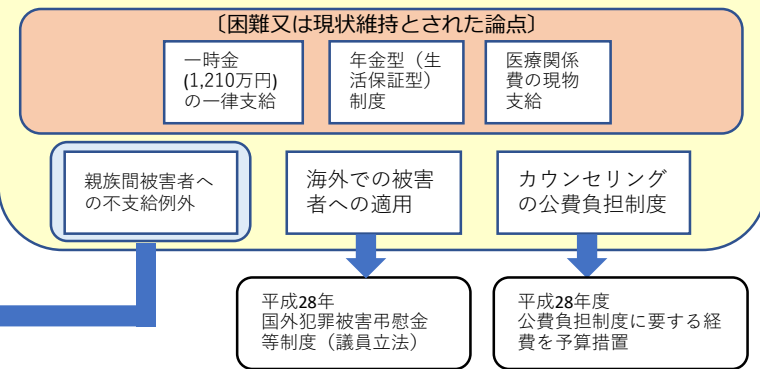
平成30年4月 政令・規則改正
 ○ 重傷病給付金の給付期間の延長（1年→3年）
 ○ 幼い遺児への遺族給付金の増額（8歳未満の遺児がいる場合、その年齢・人数に応じて加算）
 ○ 親族間の犯罪被害に係る支給制限の抜本的見直し
 ○ 仮給付金の額の制限の見直し

令和3年3月 第4次犯罪被害者等基本計画（閣議決定）

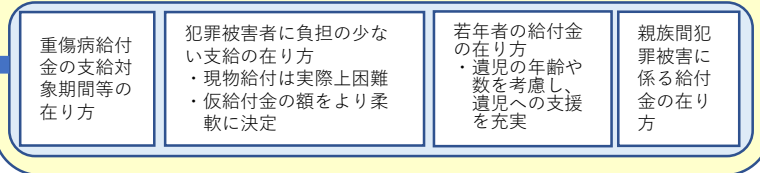
経済的支援に関する検討会(犯罪被害者等施策推進会議決定)
 平成18年4月～19年9月



犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会
 平成23年6月～26年1月
 犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会
 平成23年6月～25年2月
 ※ 上記2つの検討会について、犯罪被害者等施策推進会議決定



犯罪被害給付制度に関する有識者検討会
 平成29年4月～7月



10 直近の犯罪被害給付制度運用状況

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区 分	2 年 度	3 年 度	4 年 度	前 年 度 比
申 請 に 係 る 被 害 者 数 (申 請 件 数)	369 (440)	381 (443)	375 (445)	-6 (+2)
遺 族 給 付 金 (申 請 件 数)	118 (189)	118 (180)	139 (209)	+21 (+29)
重 傷 病 給 付 金	163	156	134	-22
障 害 給 付 金	88	107	102	-5

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区 分	2 年 度	3 年 度	4 年 度	前 年 度 比
裁 定 に 係 る 被 害 者 数 (裁 定 件 数)	296 (377)	334 (396)	403 (477)	+69 (+81)
支 給 裁 定 (裁 定 件 数)	263 (338)	288 (347)	368 (441)	+80 (+94)
遺 族 給 付 金 (裁 定 件 数)	103 (178)	110 (169)	138 (211)	+28 (+42)
重 傷 病 給 付 金	98	110	129	+19
障 害 給 付 金	62	68	101	+33
不 支 給 裁 定 (裁 定 件 数)	33 (39)	46 (49)	35 (36)	-11 (-13)

仮給付決定に係る被害者数 (決 定 件 数)	7 (10)	18 (19)	28 (29)	+10 (+10)
-----------------------------	-----------	------------	------------	--------------

- 裁定までに要した期間は平均約9.8か月・中央値約5.8か月
- 1年以内の裁定は75%

2 不支給裁定の理由 (単位：人)

犯罪被害に該当しなかった	13
犯罪被害者負担額等が発生しなかった	1
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	1
日本国籍を有してなく、かつ、日本国内に住所を有しない	1
給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	19
合 計	35

3 支給裁定額の状況 (単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	平 均	前年度比	最高額
遺族給付金	1,026,411	+295,045	7,438	+789	39,304
重傷病給付金	34,854	+5,679	270	+5	1,200
障害給付金	423,205	+174,870	4,190	+538	28,224
裁定総額	1,484,470	+475,593	(※千円未満四捨五入)		

- 裁定に係る被害者数、裁定総額はいずれも増加
- 減額裁定に係る被害者数は78人（前年度比－7人）

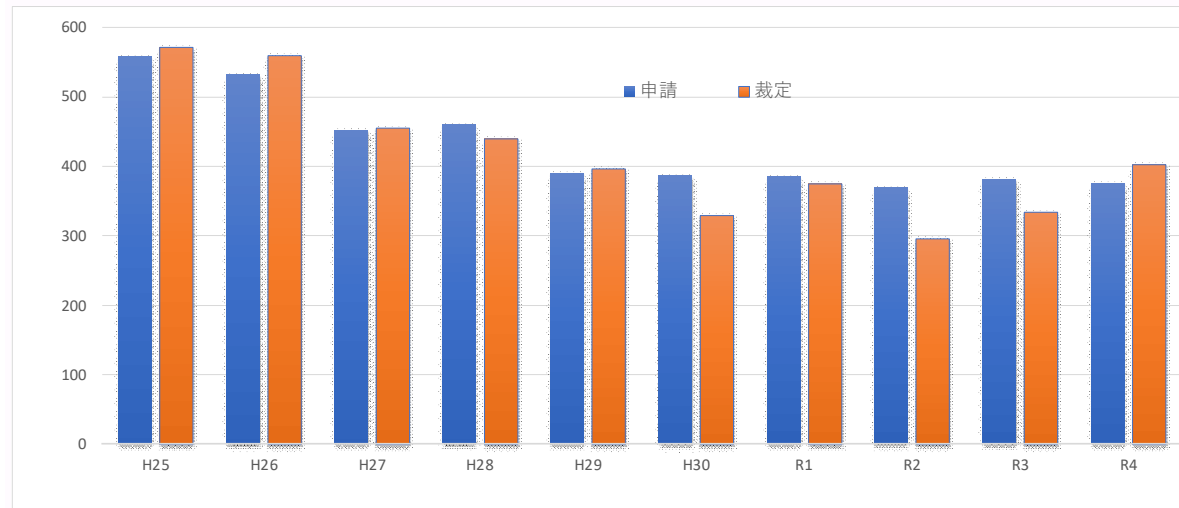
4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 7件（前年度比－2件）
- 裁決 8件（前年度比－2件）
- ※ 裁決の内訳（棄却8件）

犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

1 給付金の申請及び裁定の推移（年度別、被害者ベース） ※裁定額の単位は百万円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申請	558	531	452	460	390	386	385	369	381	375
裁定	571	559	455	440	397	329	375	296	334	403
裁定額	1,233	1,243	991	882	1,001	724	1,029	825	1,009	1,484



2 審査請求の推移（年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受理件数	8	13	18	8	22	10	11	12	9	7
処理件数	11	11	8	12	15	17	21	11	10	8

※ H25、H26の処理件数には、それぞれ取下げ1件を含む。

※ H29の処理件数には、取下げ2件を含む。

※ R1の処理件数には取下げ4件を含む。